**令和７年度和人会事業計画**

施設目標

ご利用者及びご家族の希望を最大限尊重し、一人ひとりに適したサービスを提供することにより、全ての方々にご満足いただける日常生活の支援に努める。

長期入所稼働率　　　98.12％　延べ利用者数 　　27.218人（26.948人）

短期入所稼働率　　　92.46％　延べ利用者数　　　5.400人 （5.374人）

通所介護稼働率　　　85.63％ 延べ利用者数　　　9.300人 （8.946人）

を目標とする。（）内は令和6年度の見込み

介護老人福祉施設

1. 基本方針

国においても①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑥外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策への取り組みが挙げられている。

トリアス介護老人福祉施設では技能実習生・入職者への指導体制を徹底し、人材の育成・定着を目指す。

生産性向上においては情報共有の効率化があげられ、介護ロボット（見守り機器）・無線通信機器（インカム）を通常の仕組みとして運用し良質なサービスへ結び付け介護負担の軽減を目指す。

こうした中、感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要である事から引き続きBCP（事業継続計画）の訓練と研修を行う。

以上の基本方針について①から⑥について重点的に取り組む。

1. 新型コロナウイルスも以前より少なくなってはいるが、トリアスでは令和６年度も２度クラスターが発生しており、油断はできない状態にある。予防策を行うと共に、いつ、感染症が発生しても対応できるよう、体制、備品を整え感染拡大を防いでいく。
2. 施設サービスを提供する関係職種が情報を収集・共有し連携を密に図り施設サービス計画書に基づいたサービス提供を行なう。継続的なモニタリングを実施し利用者一人一人に目を向け個別支援を行い、利用者の望む生活の実現を目指す。
3. 既存にあるＢＣＰ（事業継続計画）をこれまでの新型コロナウィルスクラスターの経験も参考にし、ご利用者の心理状態も考慮すると共に、全身状態の管理や職員の応援体制などのシミュレーションを行い施設全体で感染症発生時や災害時のBCPの強化を図る。
4. 物価等の価格高騰も続いており、引き続き空調、照明等の節電を心がけ無駄な電力の使用をしないように徹底していく。また、消耗品の適正な使用と福祉用具の物品管理と購入、修繕は計画的に行い、職員にもその理由を理解してもらい経費削減に努める。
5. 生産性向上の取組を促進する観点から、カメラ機能付き見守りシステム、インカムを定着させ、職員間の情報共有の効率化、利用者の状態把握ができる事で職員の身体的、心理的負担軽減を目指していく。また、カメラ機能を活用し事故発生時の状況を自動録画機能で検証し事故発生件数の減少を目指していく。
6. 人材不足の事もあり、令和6年11月より3名の技能実習生が入社されている。なお、言葉の問題、未経験、習慣の違い等ある中、普段の話すスピード、伝達方法等、実習生側に立ち考慮して行う。そして、介護を勉強し、帰国する時は、一人前の介護職員として巣立っていけるようにする。

２、看取り介護

施設内での看取りが多くなっている。夜間の看取りは介護職も不安の中で看取りを行っている。眠りスキャン導入により少しでも安心して看取り看護・介護ができるように活用していく。体調変化のある場合は早期にご家族と相談し、ご家族の希望される看取りが行えるよう多職種協働で援助していく。

３、感染症予防と健康管理

日頃より、感染対策委員会が中心となり、研修、訓練を実施し、感染症発症時には速やかに対応し蔓延を防いでいく。また、日々の体調変化に気をつけて必要時受診につなげていく。職員については衛生委員会において、ストレスチェックなどを行い、職員の働きやすい職場環境を考えていく。

４．身体拘束しないケアと事故防止への取り組み

身体拘束虐待防止委員会を中心に、身体拘束しないケアを原点に、それは誰の為なのか、何の為なのかを職員間で共有していく。また、朝礼で呼びかけを実施し再認識を促します。継続していく事で利用者に対して尊厳を持ってケアを行っていけるように取り組んでいく。

取り組みを進めていく中で、施設介護従事者の不適切ケアや虐待予防に対する意識を高めチェックリストの実施や施設内・外の研修を継続していく。

　事故の発生しやすい場所や、状況などの把握、利用者の置かれている状況、

ＡＤＬの把握等を職員間で情報共有を行い、支援していく。また、見守りシステムを導入し利用者の日常生活のサポートを行い、事故を未然に防げるようにしていく。ご家族にも、利用者の状況等を伝え、事故が起こる可能性、予後などを共有しトラブルを防げるようにしていく。

５．人材育成

介護の専門的技術・知識の向上を図り、施設全体のレベルを上げる為、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得の推進や教育委員会を中心とした施設内研修の充実を図る。また、オンライン・動画研修（お茶の水ケアサービス学院のフォローアップ研修）等も活用し、知識・技術の定着を高めていく。

　職員が勉強したい研修等ある場合は、できる限り支援し、研修に参加できるようにしていく。

６．令和7年度年間行事・レクリエーション計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 行事 | 地域協力機関 | レクリエーション |
| 4月 |  |  | 花見 |
| 5月 |  |  | 少人数の買い物（外出レク） |
| 6月 |  |  | 少人数の買い物（外出レク） |
| 7月 |  |  | 七夕飾りつけ |
| 8月 | 納涼会 |  |  |
| 9月 | 敬老会 | 玉諸保育所 |  |
| 10月 | 運動会 | 友愛保育園 |  |
| 11月 |  |  |  |
| 12月 | 忘年会・餅つき |  |  |
| 1月 |  |  | おとその会・書初め |
| 2月 |  |  | 節分 |
| 3月 |  |  | 雛飾り |

行事は、感染症対策により閉鎖的になりがちな施設の生活を活気づける特別な日である。普段のレクリエーションの充実も図りながら、行事ならでは特別な雰囲気や季節感が感じられるように計画していく。また、少人数での外出レクも企画し気分転換を図っていく。

短期入所生活介護事業計画

１.　安定した稼働率の確保

現在２階６床の内５床、３階１０床の内９床がロングショートの方が利用されており、全体の約8７%がロングショート床で占めている。

ロングショートから特養への入所時には出来るだけ空床を出さずに次の利用者様に繋いでいけるように日頃から居宅介護支援事業所からの情報を蓄え、常に空床にならない様にトリアスからの空床情報を各居宅介護支援事業所に知らせる。

ロングショート以外の定期や不定期利用の方を上手に１か月間のベッド利用が出来るように居宅に空床情報を適宜提供する。

稼働率１か月９４％以上を目指す。

２.　利用者様やご家族様に満足して頂けるケアを目指す

利用者様個人の特徴や薬の内容、健康状態を出来るだけ正確に詳しく各階の職員に情報提供を行う。

緊急ショートの受け入れ時には職員も利用者様に慣れていない為、特に細かく情報提供を行い、事故の無いようにご利用者様が安全に安心して利用が出来るようにする。

送迎時には利用中の御様子をご家族に直接お伝えし、次回の利用に繋げて頂けるようにする。

３.　介護記録の確認

利用者様の食事量や体重等の確認を行い常に状況確認が出来るように、又不明瞭な所がある場合は職員に質問し、追記をお願いして常に正確な記録であるよう留意する。

いつでもご家族等からの疑問に答えられるような記録を残していく。

栄養食事部門事業目標

　・食中毒防止のため大量調理マニュアルにそって安全・安心な食事を提供するとともに、看取り介護を見据え、ご利用者の体調や好みに合わせた要望にきめ細かな食事提供を行えるよう、委託給食会社との連携をとりながら安定した厨房運営を行う体制を整える。

　・感染状況を勘案した上で、可能であれば感染対策を講じて対面での行事食の実施に向けていく。

　・地域包括支援センターと連携し、機会あるごとに介護保険支援事業や家族介護教室・介護予防講座等での栄養指導、デイサービスでの集団栄養指導

に参画する。

・災害・非常時にも利用者が安心して過ごすことができるよう、備蓄日数を増やすため内容を再考し、非常食の備蓄・食事関連備品等の整備・非常時使用食札等の整備に努める。

食中毒　０件

常食　200人分を７日目標に　備蓄

デイサービス集団栄養指導　年12回（月１回）

　を実現する。

職員ボランティアの年間計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 活動計画 | 実地計画 | 日程 |
| 4月 | 未定　玉諸神社清掃　朝７時～ | トリアス前　歩道清掃 | 4/14 |
| 5月 |  | 〃 | 5/13 |
| 6月 |  | 〃 | 6/9 |
| 7月 | 未定　玉諸地区納涼盆踊り練習 | 〃 | 7/14 |
| 8月 | 未定　玉諸地区納涼会参加 | 〃 | 8/4 |
| 9月 |  | 〃 | 9/8 |
| 10月 | 玉諸地区体育祭参加 | 〃 | 10/14 |
| 11月 | 未定　濁川清掃　朝９時～ | 〃 | 11/10 |
| 12月 | 未定　玉諸公園清掃　朝９時～ | 〃 | 12/8 |
| 1月 |  | 〃 | 1/13 |
| 2月 |  | 〃 | 2/9 |
| 3月 |  | 〃 | 3/9 |

デイサービス事業計画

利用者数確保

居宅事業所、地域包括支援センターと連携をとり、連絡・報告を密にして関係強化を図り利用者様、ご家族、ケアマネからも信頼して頂ける、トリアスで良かったと思って頂けるデイサービスを目指す。

月～金曜日の平日は30名、人員確保が難しい土曜日と日曜日は20名を定員として稼働率100％を目標として年間９３００名を目指す。

在宅生活継続のための支援を強化

　利用者様の自立の維持、改善に努め住み慣れた自宅での生活が継続出来るように支援していく。ご家族に対しては在宅生活を続けられるよう家族介護の負担軽減を図れるように対応していく。

３、レクリエーションの充実

マンネリ化したレクリエーションにならないように職員で話し合い利用者様からも意見を頂く。外部のボランティアも積極的に協力も得て飽きのこない充実したレクリエーションを計画していく。またデイフロアの壁飾りにも力を入れて季節感を感じることができ目でも楽しんで頂けるような掲示物を作成していく。

経費削減の実行

　燃料費、光熱費の高騰が続いている。送迎車の無駄なアイドリングをしない、利用者様が滞在していない場所の節電を徹底し利用者様へのサービスの質は落とさずに職員全体で経費削減に取り組んでいく。

　事業計画　＜甲府市南東地域包括支援センター＞

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが出来るまちの実現

**=地域包括ケアシステムの推進**

|  |
| --- |
| ～計画方針～１．自分らしく暮らし続けられる健康づくりの推進２．地域の協働による暮らしの支え合いを充実する３．住み慣れた地域で安心して介護と医療を受けられる環境をつくる |

包括の最大のミッションである上記の概念“地域包括ケアシステムの深化・推進”に向け、地域包括支援センターを中心とした地域との連携体制の構築や社会資源の創出・地域ケア会議の活用による地域生活課題の発見・他職種連携の推進を含めた下図の事業を展開する。

それらの事業を行なうにあたり、法人本部と連携し甲府市南東包括支援センターとして働きやすい環境の整備・職員定着の推進、感染症や自然災害等に対応し勤務体制などを引続き整備し、安定した事業継続を図る。加えて環境問題への対応として節電などに取り組みCO2削減に努める。

【事業内容】

|  |  |
| --- | --- |
| ①地域包括ケア体制の深化・推進 | 地区組織や第2層協議体の会議等への働きかけやケアマネジャー、生活支援コーディネーターその他あらゆる資源との連携を図り、地域生活課題の把握や解決に必要な社会資源の掘り起こしや創出に取り組む。また、在宅医療・介護連携事業を通し、専門職同士の顔の見える地域づくりを目指す。 |
| ②介護予防ケアマネジメント業務 | 元気アップチェックにより把握された生活機能低下がある方の高齢者への訪問・いきいきサロンなどでの健康講話などを通し、住民のセルフケアを促進し健康や生活機能の維持向上に取り組む。また、それらを計画的に実施する。 |
| ③総合相談支援業務 | 年度初めに総合相談分析・地域課題把握を行い、地区組織の会合や機関紙への掲載等を通し地域へのフィードバックに取り組む。3職種で連携し専門性を活かす他、必要に応じ他分野等の専門機関等と連携し相談業務にあたる。 |
| ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | ケアマネ交流会や一人居宅交流会、自立支援型地域ケア会議の開催。“共に考える”というスタンスでの地域のケアマネジャー支援・ケアマネと包括が共に研修を企画するなどのアプローチを継続する。ケアマネジメント支援の入力・分析などに取り組む。 |
| ⑤権利擁護業務 | 地域のケアマネジャーや司法職、福祉後見サポートセンターや関係機関と連携し高齢者虐待・消費者被害の予防及び対応、判断力を欠く状況にある人への支援を行い権利擁護を図る。地域に向けた権利擁護の普及・啓発を行う。 |
| ⑥認知症施策推進事業・認知症高齢者見守り事業 | 認知症サポーター養成講座等を開催する他、2か所のチームオレンジの活動の維持・発展に向けたアプロ―チを行ない、認知症になっても住みやすい地域づくりに取り組む。※認知症地域支援推進員については、塩入社会福祉士及び塩澤主任介護支援専門員の２名が初任者研修を受講しているが、担当業務の調整が想定されるため、もう１名の受講を検討する。 |
| ⑦家族介護支援事業 | 家族介護教室の開催。仕事と介護の両立、介護離職防止の観点を含めた相談支援を行う。 |
| ⑧生活支援体制整備事業 | 生活支援コーディネーターとの連携及び第2層協議体への積極的な参加を行う。 |
| ⑨地域包括支援センターの機能や役割の周知 | 機関紙の発行やサロン等での講話、ホームページの活用などを通し機能・役割の周知を図る。 |
| ⑩地域密着型サービス事業への支援業務 | 事業所が地域と連携をし、サービスの質の確保・地域に密着し開かれたサービス事業所となるよう支援する。また、前述の内容を踏まえエリア内の地域密着型施設同士が情報共有できる機会を検討し、サービスの質の確保を図れるよう働き掛ける。 |

〈業務全体について〉

平成18年に包括が設置されて以来、年々委託事業や相談件数が増加している。それに伴い職員の心身負担も高まっている現状がある。限られた時間の中で業務を遂行するためには、“地域包括支援センターとしての役割（やるべきライン）”を見極め、専門性と効率性の両立、それらの現状を甲府市担当課に伝え、改善要望を行うことにも取り組む必要を感じている。

居宅介護支援事業所　事業計画

1.在宅生活継続への支援

要介護状態にある利用者が、可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援する。そのために心身の状況に応じて適切なサービスが提供できるよう、地域包括支援センターやサービス提供事業所等との連携強化し、多職種で協働して支援する。

2.医療機関との連携促進

入院時より医療機関に入院前の様子を伝え、入院中に退院後の生活への不安や意向を情報共有し、安心して自宅での生活が継続できるよう支援する。

自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重し、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握し、医師等と連携を図りながらＡＣＰへの取り組みができるようにする。

3.尊厳保持と意思決定支援

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が特定の事業所に集中しないよう、公平中立の立場を保ち支援する。

認知症により自己決定が困難な状況においては、アセスメントを行い、代弁者として利用者により最適と思われる支援をしていく。

高齢者虐待防止の推進や認知症高齢者の権利擁護については地域包括支援センターと連携し早期に対応していく。

4.業務継続計画（ＢＣＰ）への取り組み

　利用者の災害時の避難場所や避難方法、緊急連絡先等を把握できるよう、利用者台帳を定期的に見直しする。防災訓練や机上訓練へ参加して対応力を習得する。感染予防や健康管理を徹底し、働きやすく健康的な職場環境としていく。

5.介護支援専門員の資質向上を図る

質の高いケアマネジメントを実践するために計画的に研修に参加していく。また主任介護支援専門員の役割として、施設内や地域の介護支援専門員の指導や実習の受け入れも行っていく。地域ケア会議等を通じて、地域包括支援センターや民生委員等との連携を図り、地域との関係強化、地域課題への働きかけができるようにする。

トリアス委員会の設置目的と活動内容

リーダー会議（毎月　第4水曜日１５時開催）

【目的】多職種との情報の共有や意見交換を行い、相互に質的業務を担保するため開催する。

リーダー育成について３施設（今井整形・ノイエス・トリアス）が連携しリーダーの育成や資質向上に繋がる仕組みをつくる。

リーダー自ら自発的に資質向上に向けた取り組みを行う。

定例会　【目的】各会議・委員会の内容を伝達する。チーム毎の課題について

検討する。

教育委員会（毎月第２火曜日）

　人間性を養い知識と技術の向上を図り、質の高いケアが実践できる職員

の資質向上を目指す。

ⅰ、施設内研修：新採用オリエンテーション、新人教育担当者及びリーダー等によるプリセプター集会、事例研究発表会、介護労働安定センターとの共同による研修計画による人材育成を検討していく。

ⅱ、施設内・外研修：参加の啓発、伝達講習の実地

ⅲ、各種資格取得：キャリアアップの啓発（介護福祉士、介護支援専門員、

社会福祉士等）等

令和６年度より　業務継続計画の周知の為の研修・感染症（※及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修・高齢者虐待防止研修に関する研修・認知症基礎研修・口腔衛生による技術的指導

感染症対策委員会（隔月第１火曜日、必要に応じて臨時で開催行う）

　感染症に対して抵抗力が弱い高齢者が集団生活する施設である事を踏ま

え、感染症の予防体制の整備や、発生時の迅速で適切な対応を図るため

委員会を構成し、平常時から実践できるよう対応策を推進する。

教育委員会と協働による研修会の開催、吐物処理等の実習を伴う研修、

現場への事前予告なしの審査実施。

　必要な時は臨時会議を行い、感染症などの対策の協議を行う。

衛生委員会（毎月第１火曜日）

　労働安全衛生法第１８条の規定に基づき、トリアス衛生委員会を設置し、

職員の健康管理の適正及び災害防止、並びに職場環境の改善を図る。

ⅰ、職員健康診査の実施状況、職場環境改善等について話し合う

ⅱ、健康検査の結果を元に個別相談を行い、精密検査の実施、生活改善

に取り組む

食事サービス委員会（毎月第１火曜日）

　施設のご利用者に、安全で美味しい食事が提供できるように、各部門

から出される改善点等の意見交換を通して、日々の食事に反映させ、食

事サービスの向上に努める。

事故防止委員会・苦情処理委員会（毎月第２水曜日）

　施設サービスの提供にあたり、事故がなく、利用者が安全・安心に施

設での生活を送ることが出来るように、調査研究を行う。

　ⅰ、ヒヤリ・ハット集計結果の分析、検討

　ⅱ、施設内研修の企画・実施

　ⅲ、事故防止に関する施設内事故の分析・対応（投薬ミス等）

身体拘束虐待防止委員会（３か月１回　第1金曜日　事案発生時臨時開催）

身体拘束を行わないことを基本に位置付けた施設サービスを提供する為、

その推進を行う。

施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取り組み事例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等、ストレス対策に関する研修を実施することや、同事業所相談窓口について、高齢者本人とその家族だけではなく介護職員も利用できることを明確化するなど高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

広報委員会（適宜　第４金曜日）

　施設での日常を、御家族や関係機関等にご紹介する事により、施設での

生活についてご理解頂くとともに、ご要望等もお寄せいただけるよう施設

の情報を発信している。

　　ⅰ、「トリアスだより」発行：年４回

　　ⅱ、全国老人福祉施設協議会実地の「ふれあい写真コンテスト」への参加

　　ⅲ、ホームページの更新に関すること

レクリエーション委員会（適宜　第３金曜日）

　　　レクレーション活動の提供を通して、利用者の日常生活の充実を目指す。

　　ⅰ、室内レクレーションの充実（お誕生会）

　　ⅱ、外出（バスハイク）

　　ⅲ、施設内の飾りつけに関する事

排泄ケア委員会　（第3水曜日）

　　利用者の排泄ケアについて環境面や個別ケア、尊厳等検討し快適な排泄環境を提供するために取り組みを行う

　　ⅰ、排泄支援加算の適切な運営

　　ⅱ、マニュアルの整備

　　ⅲ、パット表の作成と助言

　　ⅳ、パットの当て方のスキルの教育

生産性向上委員会　（年1回以上）運営会議後又は一体的に運用する。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い介護ロボット機器の導入の定着と検討、導入後の検証を行う。1年以内ごとに業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う。

1. 利用者のQOLの変化（WHO-5等）
2. 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務の変化
3. 年次有給休暇の取得状況の変化
4. 心理的負担等の変化（SRS-18等）
5. 機器導入による業務時間（直接介護・間接業務・休憩等）の変化

（タイムスタディ調査）

※（Ⅱ）において求めるデータは（Ⅰ）で求めるデータのうち（ア）から（ウ）の項目と（Ⅰ）における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質の担保（アが維持又は向上）されたうえで、職員の業務負担軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されていることをいう。

入退所判定会議（適宜開催）

介護老人福祉施設トリアス（以下「当施設」という。）での施設サービスを受ける必要性が高い入居希望者を優先的に入居させるという観点から、入居に関する手続き及び基準を明示することにより、入居における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の主旨に即した施設サービスの円滑な実地に資することを目的とする。

傾聴委員会（2か月に１回）

職員・利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、社会福祉法人和人会で実施する介護サービスの質の向上を図ると共に職員のメンタルヘルス・労働環境を軽減又は改善することを目的とする。

施設ケアマネ会議（適宜開催）

　指定介護老人福祉施設は『施設サービス計画に基づき可能な限り居宅おける生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜上の供与その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う事により入所者がその有する能力に応じ自立した生活が営めるようにする為適切なケアマネジメントを行う。

老施協研究総会

　山梨県内の150の事業所が加盟している山梨県老施協の研究発表が開催されている各施設が日頃取り組んでいる実践を発表し合い、介護福祉の質の向上を図ることを目的としている。トリアスにおいても介護研究への取り組みを計画的に行っていく。

学生実習等

　　介護老人福祉施設での介護、看護を学ぶ学生等のため、以下のような機

関や個人の実習を受け入れる。

①大学・専門学校関係

　　山梨大学、山梨学院大学、山梨学院短期大学、甲府看護専門学校

②高等学校・中学校

　　甲斐清和高校福祉科、県立かえで支援学校